

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記の通り随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 契約の内容

大谷職員住宅敷地除草業務（除草した草の処分を含む。）

2 契約の相手方の決定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定されている、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約で、和歌山県内にある施設のうち、受託を希望する者から提出された見積書の最低価格であった者を相手方とする。

3 契約の相手方の決定日時

令和8年6月18日（木）午後5時00分

4 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者

5 見積書の提出期限及び提出場所

（1）提出期限 令和8年6月18日（木）午後5時00分

（2）提出場所 和歌山市小松原通1丁目1番地 本館1階

和歌山県 総務部 総務管理局 管財課

電話 073-441-2228

問合先

和歌山県管財課 担当：高井

電話 073-441-2217 FAX 073-441-2248